

第9章 社会連携・社会貢献

中期目標

医療系の大学として、医療・健康・保健面における社会連携・社会貢献を積極的に推進するとともに、地域交流事業及び国際交流事業に参加しその成果の社会への還元を図る。

中期計画

【25】 医療・健康・保健面における社会貢献を積極的に推進するため「社会連携・協力に関する基本方針」に基づき、地域との連携・協力を組織的に推進する全学的体制（地域連携推進センター（仮称））を整備して、医療・健康・保健面において地域を指向して教育研究活動を推進するとともに、地域の課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を図る等医療系の大学として地域社会の活性化に貢献していく。また、その取組の適切性について点検・評価及び検証を行いその結果を踏まえ改善を図る。

- ・ 高齢者等の健康維持等への支援のため大学が所在する品川区、世田谷区、目黒区、立川市、船橋市、和歌山市との共催及び後援による「まちの保健室」や公開講座の開催を推進するとともに、自治体との連携により「産後ケア事業」を開設し、産後不安を抱える母子へのケアに高度な助産実践力をもって貢献していく。また、地域貢献の取組の円滑な推進を図るため、各地方自治体との連携協力に関する協定書の締結に努める。
- ・ 本学の教育研究活動を理解願うため業務に支障を生じない範囲で、地方自治体及び医療関係機関等からの要請に応じて、医療保健をテーマとする講演会・セミナー等に教員を派遣するとともに、地域の医療保健に関わる共同研究及び受託研究を推進する。
- ・ 大学院研究科における研究への取組及び最新の研究課題・研究成果等を紹介する、大学院主催の公開講座等の充実を図る。また、保健医療機関等において、感染管理に従事する看護師の要請に応じて「感染制御実践看護学講座」（6ヶ月研修：厚生労働省認定）を実施する。
- ・ 社会貢献の一環として、一旦臨床現場を離れた看護師等が職場復帰を目的に、また医療系企業人が最新の専門知識・能力の修得を目的に、本学での再教育を希望する場合その受入方法等を検討し積極的に応じていく。
- ・ 学部及び研究科における研究成果等については本学の紀要及び研究成果報告書等を定期的に発刊しウェブサイト等に公表する。
- ・ 医療系の大学で学ぶ学生として、社会貢献・社会活動に関する意識の涵養及び学習意欲の向上を図るとともに、地域との交流を深めるため学生のボランティア活動への積極的な参加を奨励する。
- ・ 教育・研究の充実・発展を図るため産・学・官等との共同研究及び受託研究を積極的に推進するとともにその成果を公表する。
- ・ 地域社会に開かれた大学として大学の施設の開放及び図書館利用の拡充に努める。

- ・「国際交流に関する基本方針」に基づき、学生・教員に係る海外派遣・海外研修等を実施するとともに海外からの留学生・研究生等の受入れを積極的に推進することにより、大学の国際化を進め地域の国際化に寄与する。

取り組み状況及び課題等

本学は、建学の精神及び理念・目的に基づき、医療系大学として学部・研究科等の教育・研究の充実・発展を図るとともに、医療・健康・保健面での社会貢献を積極的に推進し、地域との連携・協力を組織的に推進するため「社会連携・協力に関する基本方針」を定めて取り組んでいます（資料9-1）。

基本方針及びその取り組み状況については、本学のホームページ等により社会に公表していますが、この基本方針に基づき、医療・健康・保健面において地域を指向して教育・研究・社会貢献活動を推進し、地域の課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在として機能強化を図るなど医療系の大学として地域社会の活性化に貢献しています。

このような本学の取り組みを理解いただくためにも、業務に支障を生じない範囲で地方自治体や医療関係機関等からの要請に応じ、医療保健をテーマとする講演会・セミナー等に教員を派遣するとともに、地域の医療保健に関わる共同研究や受託研究を積極的に受け入れており成果についてはホームページで公表しています。

[大学が所在する自治体との連携協力について]

大学のキャンパスが所在する品川区、世田谷区、目黒区、立川市、船橋市、和歌山市との連携・協力により地域における高齢者等の健康維持支援等の事業を実施するとともに、地域貢献の取り組みの円滑な推進を図るため各地方自治体との連携・協力に関する協定書の締結に努めています（資料9-2）。

- 1) 五反田キャンパスが所在する品川区においては、区内に所在する7大学等と協力して大学連携公開講座等の広報を実施することにより生涯学習活動の活性化を図ることとしており、本学としても地域貢献の観点から、毎年度品川区と連携・協力し区民を対象に公開講座を実施しています。

また、品川区では全ての妊婦・子育て家庭を支援する仕組み「ネウボラネットワーク」の整備を進め、子どもを安心して健やかに産み育てるため、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を提供しており、本学は品川区との官学連携事業として平成28年6月より、ホテルの一室を利用し、一組の母児を対象とした産後ケア（日帰り型）委託事業を開始しています。平成30年4月から本学が「産後ケア研究センター」を開設したことを契機にセンターに授乳や乳房トラブル等に特化した電話相談窓口を開設するとともに、6月からはニーズの高い授乳や乳房をはじめとした、不安や相談に迅速に対応することを目的とした訪問型（助産師が母児の自宅に訪問しケア）の産後ケア事業を開始しています。センターでは、産後ケアの申込受付、実施、事業評価まで一括して行っており産後ケアを提供する助産師の能力とサービスの質の担保を図ることを目的として、従事者研修プログラムの構築・実施も担っています。また、既に従事している助産師のブラッシュアップ研修も併せて開催しケアの質の維持・向上を図っています。

日帰り型及び訪問型事業の利用率はほぼ 100%となっておりキャンセル待ちの状況となっています。実施後のアンケートからもリフレッシュや育児不安軽減が図れたという意見が多数あり利用者の満足度は高い状況となっています。センターの活動の中で、品川区とも定例会議を実施し利用者状況や事業評価を基に検討し、産後ケア事業の改善や推進に寄与するとともに利用者の満足など効果を上げています。

このほか、品川区や地元自治会主催の健康イベントに学生がボランティアで参加し、住民の方々とコミュニケーションをとりつつ、健康体力測定や災害発生時のストレスマネジメント知識を深めるワークショップを実施するなど、学生にとってより実践的に学ぶ機会となっています。

本学として、これまでの品川区との様々な事業において協力を行ってきたこともあり、平成 30 年 6 月 1 日に品川区と包括連携協定を締結しました。

この協定は、保健・医療、教育・文化、福祉、産業振興、防災及びまちづくりの政策等における包括的連携のもと、品川区における地域社会の課題解決と本学の教育・研究機能の向上を図り、もって地域社会の発展を図ることを目的としており、より一層の連携協力を進めてまいります。

なお、学生と区長とのタウンミーティングが令和元年 7 月に予定されています。

- 2) 世田谷キャンパスが所在する世田谷区においては、世田谷区基本計画に掲げる「世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり」の一環として、平成 26 年度から区内所在の 13 大学における地域貢献等の取り組みに関する区長と学長との懇談会を開催し意見交換等を行っています。

なお、世田谷区基本計画に関連して、本学創設の平成 17 年度に本学と世田谷区教育委員会とで連携に関する基本協定書を締結しています。

- 3) 国立病院機構キャンパスが所在する目黒区においては、学生が同区目黒消防団に多数加入しています(平成 30 年度 136 名)。目黒消防団では、わが街を災害から守るという使命感の下地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っており、学生の消防操法大会・総合防災訓練等の活動ぶりは目黒区及び目黒消防団から高い評価を得ています。

また、平成 29 年度から目黒区との共催により公開講座を開催しています。さらに、地域の健康関連企業や診療所、包括支援センター等の協力の下に、目黒区との共催で「ひがしが丘保健室」(まちの保健室)を学生・教員により年 2 回(9 月、3 月)開催しており、高齢者を中心とした地域の方々を対象に認知症・フレイル予防などの健康相談や骨密度・血管年齢などの健康測定等を行い、学生にとっては貴重な体験とともに学びの機会ともなっています。

なお、目黒区とはこうした密接な連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもってこれまで為し得なかった新たな価値や可能性を生み出し明るく希望に満ちた地域社会を築くため、目黒区から基本協定締結の申し出があり、平成 29 年 10 月 6 日に基本協定書を締結しています。

- 4) 立川キャンパスが所在する立川市においては、医療系大学として地域貢献を積極的に進めるため、今後、立川市との共催により本学の教育研究活動の成果を還元する公開講座を開催する等、同市との連携・協力を推進しています。

平成 29 年度より立川市が主催する立川駅帰宅困難者対策訓練に、災害看護学コース 2 年次生が帰宅困難者役として参加しています。また、平成 30 年度は立川市との共催により公開講座を開催しました。

平成 31 年 3 月 7 日に立川市と連携・協力に関する基本協定書を締結しています。

- 5) 船橋キャンパスが所在する千葉県船橋市においては「第 14 回ふなばし健康まつり」へ千葉看護学部として参加し地域との交流を図っています。

健康づくりは個人の取り組みだけではなく健康を支える環境や家族、地域の絆等地域社会全体で取り組むことが重要と考え、船橋市が主催しています。千葉看護学部は学生の地域連携活動の機会作りと大学の存在を広く住民にお知らせすることを目的に「健幸(健やかで幸せになる)スポットマップを作りませんか」と題して、東京医療保健大学のブースを出展し教員と学生が参加し、また、保健所、保健センターの 4 つのイベントを学生がボランティアとしてサポートし船橋市に貢献するなど、学生にとって貴重な実践的学びの機会となっています。

また、千葉看護学部が千葉県より委託を受け、千葉県看護職員研修事業「実習指導者講習会(40 日コース)」を行いました。本講習会は「実践能力の高い看護職を育成するためには臨地実習の充実が不可欠であり、そのために実習指導者の育成が重要」との考えにより千葉県が計画したものです。平成 30 年度より千葉県より委託を受けて実施しており、厚生労働省の「保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱」に適合した、講習会であることを確認いただいています。受講者は千葉県下 37 医療施設から 49 名が受講し実施後のアンケートでは、約 9 割が「自己の知識が向上し得られた知識を実践で活用できそうだ」と回答しました。受講者 49 人全員が修了認定基準を満たし千葉県より認定証を受領しており、本事業の受託に対し千葉県から高い評価を得ています。

- 6) 和歌山看護学部の雄湊キャンパスが所在する和歌山市においては、市内中心部に開設された看護学教育の大学として地域貢献に関する要請が多く寄せられています。

平成 30 年度は、和歌山県や和歌山県看護協会主催の各種事業に協力し、実習指導者講習や新人看護技術研修、教育職員免許法認定講習などに講師を派遣しています。学生はボランティア募集に積極的に応募・参加し、保健医療福祉に関する事業以外にも農業など多岐にわたり活発に活動しており、学生にとっては住民とのコミュニケーションに苦勞しながらも実践的に学ぶ貴重な機会になっています。

さらに、卒業後の学生が地元で貢献し活躍するため、また学生に経済的な支援をしていただくために、学生・保護者対象に和歌山県下の病院から奨学金についての説明会を開催していますが、2 日間で和歌山県下の延べ 24 病院が参加し学生延べ 61 名、保護者延べ 34 名が参加しています。

今後も和歌山看護学部の存在を地域に広く知っていただき、社会貢献活動を展開していく必要があるため、和歌山市の夏祭りの一大イベントである「ぶんだら節」への参加やフェイスブック、オープンキャンパスなどで情報発信に努めてまいります。

平成 30 年 4 月 6 日に和歌山県教育委員会と連携協力に関する基本協定書を締結しています。

〔大学院等における社会貢献の取り組みについて〕

医療保健学研究科においては、社会貢献の一環として、仕事を続けながら修士あるいは博士の学位を取得できます。現場に根を張りながら、未来の日本の医療と保健に貢献する研究を指導・支援しています。また、社会に出た卒業生の生涯学習支援を充実させるため大学院の高度な知識・技術を活用しています。

医療の現場では健全な倫理観と高度の専門性を持ち、かつ高いコラボレーション能力を持った人材が求められており、このような資質は多くの人が潜在的に持っており少し磨きをかければその能力を発揮するチャンスに恵まれます。

本学は、卒業生・修了生のみならず、すべての医療人が最先端の知識・技術を学び続けられるよう、幅広い支援(医療機関が開催する現職研修の出前講義や科目等履修生の受入れ等)に取り組み、今後もわが国の医療保健全体の質向上に貢献してまいります。

また、修士課程の6領域については、厚生労働省による教育訓練給付制度の指定講座に認定され、一定の条件を満たせば受講費用の一部が支給されること等から学生の入学希望者は増えており、今後さらにニーズに応じて教育・研究指導體制等を工夫してまいります。

さらに、医療保健学研究科においては、研究の取り組みや最新の研究課題・研究成果等を一般に紹介するため公開講座を開催しています。平成30年度は第11回目となり「これからの在宅医療・介護～地域の元気をつくる～」と題し開催しました。

一般社団法人 Neighborhood Care 代表理事の吉江悟氏から「生涯を通じて住民に伴走する地域看護について」、本学の医療情報学科の今泉一哉教授から「地域高齢者の介護予防と健康支援について」講演をいただくとともに、研究発表においては、本学の大学院修了生や教員による研究成果報告4題、特別講演として株式会社シーディーアイ(ケアデザイン研究所)CEOの岡本茂雄氏に「人工知能とケアマネジャーによるハイブリッド型ケアマネジメントの発明について」講演をいただきました。参加者は一般の企業関係者、医療機関関係者、本学関係者を含め164名が参加し、終了後のアンケートでは「在宅医療・介護について、今後必要だと感じていた内容がとても分かり易く学ぶことができた」「初めて聞く内容も多く知識を増やすことができた」など好評に終わりました。

(研究成果等の発刊・公表)

研究成果等については、教員の教育研究活動の振興と円滑化を促しその発表のために、紀要や年報を発刊し本学ホームページに公表しています。

特に医療保健学研究においては、医療関連感染に関する研究成果等を発表するため、毎年度原著論文・短報等を掲載した「医療関連感染 Journal of Healthcare-Associated Infection」を年2回発刊しており、平成30年度は、7月に同誌「Vol.11 No.1 及び no.2, July2018」を発刊するとともにホームページにも公表しています。

(感染制御学研究センターの取り組み)

感染制御学教育研究センターにおいては、保健医療機関等で感染管理に従事する看護師の要請に応じ「感染制御実践看護学講座」(6ヶ月研修：厚生労働省認定)を実施するとともに、医療関連企業等からの要請により企業等で感染制御に関する業務に携わっている方を対象に「感染制御学企業人支援実践講座」を実施しています。

感染制御実践看護学講座(6ヶ月研修：募集定員20名)については、保健医療機関等において5年以上感染管理に従事した経験を有する看護師を対象に、感染制御実践看護

師の育成を目的とし平成 22 年度から継続して実施しています。この講座は、厚生労働省が定める感染防止対策加算の施設基準（診療報酬加算対象）の感染管理に関する適切な研修であると厚生労働省から認定されています（22. 6. 11）。

平成 30 年度においては、14 都府県から過去最多の 24 名の受講者がありました。受講者は現職の看護師であることから、主として週末の土曜日や夏季期間等、大学院の集中講義の時期に合わせて講義を行うなど工夫を行っています。受講者及び受講者を派遣している医療機関等から、感染管理に関する専門的知識を受講することができると高く評価されています。

感染制御実践看護学講座の受講者数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
12 都道府県	11 都府県	14 都府県	10 都府県	13 都道府県	14 都府県
20 名	20 名	23 名	17 名	21 名	24 名

感染制御学企業人支援実践講座（6 ヶ月研修：募集定員 10 名程度）については、企業等で感染制御に関する業務に携わっている方を対象に、専門的知識を更に深め併せて感染制御学に関する最新の情報や医療現場における取り組み状況を知ってもらうため、平成 25 年度から継続して実施しています。修了生には「感染制御に関する最新の専門的知識を修得することができて大変有意義な講座であった」と評価されています。

平成 28 年度と平成 30 年度は最低受講者数 5 名に満たなかったため開講を見送りました。

感染制御学企業人支援実践講座の受講者数の推移

25 年度	26 年度	27 年度	29 年度
12 名	6 名	7 名	6 名

（ボランティア活動、施設の開放の取り組み）

医療系の大学で学ぶ学生として社会貢献・社会活動に関する意識の涵養を図り学修意欲の向上を図るため、ボランティア活動への積極的な参加を奨励しています。具体的には、ボランティア活動を希望する学生は児童養護施設等における介助活動高齢者・障害者への介助・支援活動、地元の行事に参加して地域との交流を深める活動、医療に関わる活動等に参加しています。今後も積極的な参加を奨励していきます。

地域社会に開かれた大学として大学の施設の開放と図書館利用の拡充に努めています。具体的には、NTT 東日本関東病院図書館と相互利用協定を結び、病院図書館利用者は附属五反田図書館において資料の館内閲覧と複写が可能であり、また、世田谷区教育委員会と相互利用協定を締結し、区民が図書館を利用する場合には世田谷区立図書館の事前連絡と紹介状の発行により、附属世田谷図書館、附属五反田図書館、附属東が丘図書館の利用が可能になっています。データベース・電子ジャーナルの利用も可能になっています。

(国際交流センターの取り組み)

国際交流センターが実施する国際交流事業については、本学の教育目標に基づき、実践を重視した教育研究の充実・発展に資するため、国際的通用性の高い教育・研究を組織的に推進することとして「国際交流に関する基本方針」を定めており、これに沿って具体的には、ア)教職員・学生に係る海外派遣・海外研修を積極的に推進すること、イ)海外からの受入れを積極的に行い本学の国際化を推進すること、ウ)海外の大学等との国際交流協定の締結を推進することとしています。

学部学生を対象とした全学合同海外研修は、医療保健学部3学科及び東が丘・立川看護学部の学生のうち、主として1年次生～3年次生で海外研修を希望する学生を対象として実施していましたが、平成30年度においては千葉看護学部と和歌山看護学部が新設されたことに伴い全学部生を対象に実施しました。海外研修は、本学の特色である医療のコラボレーション教育の一環として、在学中から協働意識を醸成し情報交換、相互理解を図ることを目的に開学当初の平成18年度から実施しています。

海外研修は、アメリカハワイ大学及びシャミナーデ大学等において実施していましたが、平成30年度は、オーストラリアのグリフィス大学看護学部を研修先に追加しました。グリフィス大学での研修は平成30年9月に9泊10日(学生参加者19名)、ハワイ大学では平成31年3月に7泊9日(学生参加者29名)の日程で実施しました。

研修終了後、毎年教職員を対象とした報告会を実施していますが、学生たちにとってはそれぞれの国の医療制度や、看護・医療栄養・医療情報の取り組みについて知見を深め、現在及び将来におけるわが国の医療や、自己の将来の職業的可能性について、広い視野で考える機会となっています。なお、グリフィス大学の研修はホームステイ形式であり直接その国の文化と触れ合うなど貴重な経験となりました。

また、国際交流の一環として、世田谷キャンパスの医療保健学部医療情報学科において平成28年度から経済連携協定(EPA)によるインドネシアの看護師候補者・介護福祉士候補者との学生交流を実施しています。病棟情報システムや患者シミュレータ、治療や自助具の体験学習などそれぞれの将来像について意見交換を行っています。

医療情報学科の3年次医療情報ゼミの一環として運営していますが、医療栄養学科の学生も参加して多職種交流、国際交流が融合した学修成果が期待されます。なお、インドネシアの看護師候補者・介護福祉士候補者は、来日後6ヶ月間の日本語研修を経てその後日本全国の病院で実習しながら国家試験の合格を目指しています。

平成28年12月7日：インドネシアの看護師候補者30名 医療栄養学科12名
医療情報学科13名

平成29年10月9日：インドネシアの看護師候補者27名 医療栄養学科7名
医療情報学科16名

平成30年10月29日：インドネシア人看護師候補者31名 医療栄養学科7名
医療情報学科16名

今後も海外から積極的に学生を受け入れ、本学の学生や地域との交流を推進することにより、大学の国際化のみならず地域の国際化に寄与してまいります。

東京医療保健大学の社会連携・協力に関する基本方針

- 本学は建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」に則り、「時代の求める豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える医療関係の課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決できる人材の育成」を教育目標としており、教育、研究とともに社会貢献を本学の重要な使命としている。
 - この教育目標及び使命に基づき、医療系の大学として教育・研究の充実・発展を図るとともに、医療・健康・保健面での社会貢献を積極的に推進し、地域との連携・協力を組織的に推進するため、「社会連携・協力に関する基本方針」を次のとおり定める。
- 1、本学の教育・研究に係る成果を基にした社会へのサービス活動及び社会貢献の一環として、地域の区等との連携・協力により医療・健康・保健をテーマとした公開講座を積極的に開催する。
 - 2、医療系の大学に学ぶ学生として、社会貢献・社会活動に関する意識の涵養を図り地域社会との交流を深めるため、医療等に関わるボランティア活動及び地域の行事等に参加して地域との交流を深める活動等への積極的な参加を推進する。
 - 3、教育・研究の充実・発展を図るため、産・学・官等との共同研究及び受託研究を積極的に推進するとともに、その成果を社会に公表する。
 - 4、本学の教育・研究の活動状況等について、ウェブサイト等による情報公開を積極的に推進するとともに、社会からの意見・要望等を真摯に受け止め適切な措置を講ずることとする。
 - 5、地域社会に開かれた大学として大学の施設の開放及び図書館利用の拡充に努める。
 - 6、本学は、医療・健康・保健面において地域を指向した教育研究活動を推進するとともに、地域の課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を図る等、医療系の大学として社会の活性化に資する役割を担うこととする。

附則 この基本方針は平成 23 年 12 月 7 日から施行する。

附則 この基本方針は平成 26 年 7 月 16 日から施行する。

東京医療保健大学と目黒区との連携・協力に関する基本協定書

東京医療保健大学（以下「大学」という。）と目黒区（以下「区」という。）は、これまで醸成してきた連携・協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもって、これまで為し得なかった新たな価値や可能性を生み出し、明るく希望に満ちた地域社会を築くため、ここに基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、保健医療福祉の分野を中心に、大学と区の両者がそれぞれの特性を活かして連携・協力することで、ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちの形成と、次代を担う創造性豊かな人材を育成することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 大学と区は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 医療・保健福祉に関する事項
- (2) 健康教育・学習に関する事項
- (3) 地域との連携・協力に関する事項
- (4) 大規模災害発生時における連携・協力に関する事項
- (5) その他区と大学が必要と認める事項

（個別協定等）

第3条 前条の連携・協力事項を実施するため、必要に応じ本協定に基づく個別協定等を締結することができるものとする。

（協力方法等）

第4条 第2条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、大学と区の担当部署との協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、大学と区が必要と認めるときは、協議により、その期間を更新できるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、大学と区との間で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

平成29年10月6日

学校法人青葉学園
東京医療保健大学理事長

目黒区長

田村哲夫



青木英二

